

請 願 書

請 願 番 号	第 1 2 号	受 理 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 6 日
請 願 者	住 所 ○○○○○○○○○○○ 代 表 者 ○○ ○○		
紹 介 議 員	井 上 茂		
付 託 委 員 会	文 教 経 済 常 任 委 員 会	結 果	採 択

1 件 名 1号重大事態に係る並行調査の実施に関する請願

2 要 旨 先般報道された、令和6年度に上尾市で発生したいじめ重大事態について、上尾市教育委員会職員による調査が行われたが、調査方法・調査体制・調査内容が文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)」の趣旨に沿ったものとは言い難く、「調査報告書案」のまま1年以上が経過しているため、ガイドラインに基づき、市長部局による並行調査の実施を要望する。また、学校及び教育委員会の対応経緯が報告書案に欠け、開示請求等で得た公文書の記録内容と報告書案の記載に齟齬が確認されることから、市長部局で客観的に検証し、今後の上尾市の重大事態調査において、調査主体の是正を求める。

3 理 由 以下の理由により、市長部局による並行調査の実施を要望する。

(1) ガイドラインでは、関係児童及び保護者に重大事態の調査と説明した上で、聴取等を行うことが想定されているが、本件では「学級のいじめ調査」として通知され、学校生活上の不安等を中心の聴取となり、被害児童本人の聴取が約4分なのは、重大事態として十分な事実確認が行われたとは言い難い。

(2) 調査報告書案には、調査委員会の構成員としてSSW等が記載されているが、協議・検証・報告書作成に関与しておらず、ガイドラインで求める専門家の参画が実質的に行われていないため、第三者性・専門性の確保が担保されていない。また、構成員名簿に記載のない職員が報告書案の起案から作成までを行った旨の説明もあり、調査主体と責任の所在が不明確で、公平性・中立性に問題がある。

(3) 開示請求等により取得した警察資料には、傷害触法事案として対応した旨の記録が確認できるが、学校及び教育委員会の記録には、傷害に関する記録が確認できず、事実認定の前

提が一致していない。また、学校が当事者間の書面を仲介した際、加害者側が作成した書面が、被害者側には内容が異なる形で渡された経緯が報告書案に反映しておらず、事実経過が明らかにされていないことは、ガイドラインの「学校の設置者及び学校は、たとえ不都合であっても、全てを明らかにすること」という趣旨が十分に満たされていない。

- (4) 報告書案に記載されている被害内容は、調査開始前の段階で教育委員会が抽出・整理した内容であり、被害児童の聴取結果欄は存在しない。また、児童の聴取結果については、教職員の聴取内容と混在して記載されている旨の説明もあり、調査結果として扱うことは困難である。
- (5) 調査の信頼性が担保されないまま結論が固定する危惧があり、再発防止の実効性が担保できず、上尾市民の信頼回復も困難となるため、市長部局による並行調査を要望する。

以下、文部科学省ガイドラインから引用する。

「従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。」

また、今後の上尾市の重大事態調査において、調査主体の是正を求める。

上尾市では「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」において、学校設置者による重大事態調査は第三者委員会によることが定められており、ガイドラインよりも第三者性が厳格に位置付けられているため。

本請願は、教育行政を非難することを目的とするものではなく、上尾市におけるいじめ重大事態対応が適正に機能し、再発防止と信頼回復につながることを求めるものである。

市長部局による並行調査は、行政の透明性と客観性を確保するための実務的な措置であり、結果として市政への信頼確保にも資する。

何より、被害児童が安心して学べる教育環境を早期に回復させることは、法及び条例が求める自治体・議会の重大な責務である。

以上の趣旨から、本請願の採択を要望する。